

第2章 最近の国有財産トピックス

本章では、国有財産に関わる最近のトピックスを紹介します。

① 国有財産の新たな有効活用 では、行政財産の効率的な活用の一環として、使用許可により、庁舎等の空きスペースについて、地域貢献や脱炭素化などの現下の政策課題解決に繋がる新たな用途での活用に取り組んでいますので、その取り組み例を紹介します。

② 国土強靱化への貢献 では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)にも盛り込まれている、国有地を活用した国土強靱化の取り組みについて解説します。

③ 所有者不明土地対策 では、令和3年4月21日に成立した「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」について解説します。

資料ガイド

- ① 国有財産の新たな有効活用策 資料01～03
- ② 国土強靱化への貢献 資料04
- ③ 所有者不明土地対策 資料05

- 国有財産法において、国の庁舎等の行政財産は、国有財産の効率的利用等の観点から、行政財産の用途又は目的を妨げない場合には、その使用又は収益を管理する官庁の許可によって認めることができるものとされています。

国有財産法（昭和23年法律第73号）（抄）

（処分等の制限）

第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

これまでの主な使用許可例

✓ 自動販売機 ✓ 電柱敷地 ✓ 食堂 ✓ 売店

使用許可等の実績（令和3（2021）年度末）

件数：約15,000件 金額：約50億円/年

（注）一般会計に所属する財産について、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条に基づき、各省各庁の長が作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」により作成。

02 国有財産の有効活用に係る新たな取組み①

① 国有財産の新たな有効活用

- 行政財産の効率的な活用の一環として、使用許可により、庁舎等の空きスペースについて、地域貢献や脱炭素化などの現下の政策課題解決に繋がる新たな用途での活用に取り組んでいます。

取組み例

5G基地局

港南台住宅（神奈川県）



写真提供元：関東財務局

BOX型サテライトオフィス

広島合同庁舎



写真提供元：中国財務局

キッチンカー販売

岐阜合同庁舎



写真提供元：東海財務局

電気自動車用充電器

福岡合同庁舎



写真提供元：タイムズ24株式会社

カーシェアリング

枚方合同宿舎（大阪府）



写真提供元：近畿財務局

シェアサイクル

熊本地方合同庁舎



写真提供元：九州財務局

- 筑波研究学園都市に所在する研究交流センター（文部科学省）について、会議室等の利用率が低調となっていたことから、会議室等をスタートアップ企業向けオフィスとして公募し、3者のスタートアップ事業者が入居しました。

【研究交流センター外観】



【スタートアップ事業者入居前】



【スタートアップ事業者入居後】



写真提供元：文部科学省

1. 遊水地・貯留施設の整備加速

- 激甚化する水災害への対応を強化するため、まずは全国50箇所を目標に、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を推進しています。
 - ➡ 活用可能な国有地のリストの情報提供を行いました。また、特定都市河川浸水被害対策法が改正され、浸水被害防止が困難な河川(特定都市河川)の流域において地方自治体が貯留施設の整備を行う場合、国有地を無償貸付または譲与することが可能となりました。

2. 地方自治体における災害発生前の対応に係る支援

- 台風等による災害の激甚化に伴って、地方自治体において発災前に避難場所や廃棄物仮置き場等を確保しておくニーズが顕在化しています。
 - ➡ 発災前においても国有財産の無償提供が可能である旨明確化した上で、活用できる国有地を地方自治体に提示して、災害対応を支援します。

国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速



検討例：石狩川水系（写真イメージ）

05 相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度

③所有者不明土地対策

- 所有者不明土地の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度が創設され、令和5年4月27日から開始されました。
- 国庫に帰属する土地のうち、農用地又は森林以外の土地は、財務省（財務局）が管理・処分を行います。

【法務省資料】

所有者不明土地の発生を予防する方策

相続土地国庫帰属法

相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設

R5.4.27施行

背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施。



国庫帰属制度
(法務省HP)

(1) 土地の要件 法令で定められた**通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**は不可

ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壌汚染や埋設物がある土地、ウ 危険な崖がある土地、エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地 など

(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要

※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料（一筆14,000円）の納付も必要。

右記以外の土地	一部の市街地（注1）の 宅地	一部の市街地（注1）、農用地区域等の 田、畑	森林
面積にかかわらず、 <u>20万円</u>	面積に応じ算定（注2） （例）100㎡：約55万円 200㎡：約80万円	面積に応じ算定（注2） （例）500㎡：約72万円 1,000㎡：約110万円	面積に応じ算定（注2） （例）1,500㎡：約27万円 3,000㎡：約30万円

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。

手続きイメージ



① 承認申請

【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

② 法務大臣（財務局）による 要件審査・承認

財務局

- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- ・ 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の 負担金を納付

④ 国庫帰属

帰属後は、管理庁（財務省・農林水産省）が国有財産として管理